

所沢市保存樹木等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例(平成23年条例第25号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、保存樹木等の保存の管理に係る事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則(昭和55年規則第20号。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 樹木管理 樹木の健全な育成、美観の維持、形状の調整及び病虫害の予防を目的に行われるせん定及び周辺環境の整備等のうち別表第1に定めるものをいう。
- (2) 樹林管理 樹林の保全、美観の維持及び病虫害の予防を目的に行われる伐採及びせん定等のうち別表第2に定めるものをいう。
- (3) 樹木医 財団法人日本緑化センターが行う資格審査に合格し、樹木医として認定された者をいう。
- (4) 樹木診断 樹木の樹勢、病気(病虫害)、損傷、腐朽、土壌及び根系の状態を調べるために樹木医によって行われる外観診断及び精密診断をいう。
- (5) 樹木治療 樹木医による診断の結果、樹勢の衰退が認められた樹木の樹勢回復を取り戻すことを目的として行われる腐朽菌蔓延患部及び病虫害部分の切除、患部枝のせん定及び患部枯枝の除去、土壌の改善及び発根促進、枝及び幹等の外科手術、支柱及び保護柵の設置等の周辺環境の整備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第15条第1項の規定により保存樹木の指定を受けた樹木の所有者(国又は地方公共団体を除く。)
- (2) 条例第15条第1項の規定により保存樹林の指定を受けた樹林の所有者(国又は地方公共団体を除く。)
- (3) 条例第15条第2項の規定によりふるさとの樹の指定を受けた巨樹、名木等の所有者(国又は地方公共団体を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金を受けた日の翌年度から起算して5年間は、補助対象者とししない。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、助成の対象経費、補助率及び限度額は、別表第3のとおりとする。

2 前項の補助対象事業は、所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和64年1月1日施行)第9条の資格者名簿に登載された市内業者に依頼するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所沢市保存樹木等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に前条第2項に規定する2以上の業者から徴取した見積その他必要書類を添付の上、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請に係る補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定に基づく決定をしたときは、所沢市保存樹木等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定事業の変更等)

第7条 前条第2項の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定を受けた補助対象事業(以下「交付決定事業」という。)の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、所沢市保存樹木等支援事業補助金(変更・廃止)申請書(様式第3号)に必要書類を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、所沢市保存樹木等支援事業補助金(変更・廃止)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 交付決定者は、交付決定事業が完了したときは、所沢市保存樹木等支援事業補助金交付実績報告書(様式第5号)により市長に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、現地調査を行い、その報告に係る事業が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、所沢市保存樹木等支援事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第10条 交付決定者は、前条に規定する通知書を受けたときは、所沢市保存樹木等支援事業補助金交付請求書(様式第7号)により速やかに市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときはその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (3) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号のほか、補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定を取り消すときは、所沢市保存樹木等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知しなければならない。

(遵守事項)

第12条 交付決定者は、当該事業の実施に当たって次に掲げる事項について配慮しなければならない。

- (1) 保存樹木、保存樹林、巨樹及び名木(以下「保存樹木等」という。)の滅失及び枯死を招かないこと
- (2) 周辺環境への安全に関すること
- (3) 必要に応じて近隣の者への説明を行うこと

2 交付決定者は、交付決定事業を実施した日の属する年度から5年間当該事業に係る保存樹木等の適正な管理に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(所沢市緑化推進事業奨励金交付要綱の廃止)

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

| | |
|---|---|
| 1 | せん定（樹木の性質及び樹容を尊重し、適切な頻度及び程度により実施するものに限る。） |
| 2 | 薬剤の散布（病虫害の予防に効果のある薬剤に限る。） |
| 3 | 施肥 |
| 4 | 支柱補修等 |
| 5 | 清掃 |

別表第2（第2条関係）

| | |
|---|---|
| 1 | 危険樹木の萌芽更新伐採及びせん定で次に掲げるもの (1) 隣接地及び樹林地内部の道路等一般の利用に供されている箇所には危険が及ぶもの (2) 傾斜、枯死等により荒天時等に倒木する恐れがあるもの (3) 生育している地盤が不安定で、土砂崩落を引き起こすおそれがあるもの |
| 2 | 障害樹木の萌芽更新伐採及びせん定で次に掲げるもの（落葉の低減、日照の確保、通風の確保及び電波障害の解消を目的としたものを除く。） (1) 隣接地及び樹林地内部の道路等一般の利用に供されている箇所へ越境が認められるもの (2) 公道等における建築限界の確保又は交差点における見通しの確保に必要なもの (3) 電線、電話線等に接触のおそれがあるもの |
| 3 | 樹林地内部及び外周部の道路等一般の利用に供されている箇所の境界から5メートル以内における萌芽更新伐及び採高茎草地の草刈りで次に掲げるもの (1) 隣接地及び樹林地内部の道路等一般の利用に供されている箇所へ越境が認められるもの (2) 防犯上の理由又は交差点における見通しの確保に必要なもの (3) 火災及び不法投棄を誘発するおそれがあるもの |

別表第3（第4条関係）

| 補助対象事業 | 対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|-----------------|------------|-----------|----------|
| 保存樹木の樹木管理推進事業 | 樹木管理に要する経費 | 対象経費の2分の1 | 100,000円 |
| 保存樹木の樹林管理推進事業 | 樹林管理に要する経費 | 対象経費の2分の1 | 500,000円 |
| ふるさとの樹の樹木診断推進事業 | 樹木診断に要する経費 | 対象経費の3分の2 | 30,000円 |
| ふるさとの樹の樹木治療推進事業 | 樹木治療に要する経費 | 対象経費全額 | 300,000円 |
| ふるさとの樹の樹木管理の推進 | 樹木管理に要する経費 | 対象経費の3分の2 | 150,000円 |

備考 補助の対象は、保存樹木等として指定を受けた樹木又は樹林単位とする。
 補助対象経費には、消費税を含まない。